

一般財団法人山梨県遺族会事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に語り継ぐとともに、先の大戦における戦没者の慰霊、戦没者遺族の慰藉及び旧主要戦域等における慰霊等の事業の円滑な推進に資するため、一般財団法人山梨県遺族会（以下「県遺族会」という。）に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

第2 補助対象事業

この補助事業の補助対象事業は県遺族会が行う次に掲げる事業とする。

(1) 山梨県遺族会活動推進事業

ア 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式参列遺族助成事業

イ 山梨県遺族会女性部大会事業

ウ 山梨県遺族会県下戦没者遺族大会事業

(2) 海外慰霊巡拝等遺族助成事業

第3 補助対象経費及び補助率

第2に規定する補助対象事業に係る補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

第4 補助金の交付申請

県遺族会は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1-1により、別に定める期日までに知事に申請しなければならない。

第5 補助金の交付条件

(1) 県遺族会は、事業に要する経費の配分又は事業内容の変更、事業の中止又は廃止をしようとする場合は、様式1-2により、知事の承認を受けなければならない。

ただし、別表の補助対象経費欄に掲げる事業間での経費の配分の変更が、いずれか低い方の額の20%以内の場合は、この限りではない。

(2) 県遺族会は、事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、遅滞なく知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 県遺族会は、補助金の交付目的に反し、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第6 補助金の交付

- (1) 知事は、補助事業完了後、検査のうえ補助金を交付するものとする。
ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いすることができる。
- (2) 県遺族会は、概算払いを受けようとするときは、様式3を知事に提出しなければならない。

第7 実績報告

県遺族会は、当該事業が完了したとき、又は第5(1)の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式2により、知事に報告しなければならない。

第8 証拠書類の整備及び保管

県遺族会は、補助事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

第9 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用するものとする。

この要綱は、平成18年4月1日から適用するものとする。ただし、「第7 実績報告」については、平成17年度中に交付決定を受けた補助事業から適用する。

この要綱は、平成18年4月1日から適用するものとする。

この要綱は、平成24年4月1日から適用するものとする。

この要綱は、平成30年4月1日から適用するものとする。